平成２８年（フ）第５００号
千葉県佐倉市上座1237番地１　メゾンタカダヤ第一202号
破産者　小林希美惠
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１８１号
千葉県八千代市ゆりのき台３丁目７番地１11棟201号
破産者　則田孝太郎
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３５号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字鈴沢56番地１
破産者　有限会社大泉地興
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第２６号
茨城県神栖市賀2108番地46
破産者　株式会社プロスタッフ
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１２９号
茨城県筑西市関舘281番地の１
破産者　有限会社糸井プラスチック工業
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１９４号
茨城県筑西市柳314番地５、登記簿上の本店所在地栃木県小山市駅南町六丁目１番１号Ｔ・Ｆオフィス２Ｆ
破産者　旭ハウジング株式会社
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１４７９号
さいたま市北区吉野町２丁目226番地１
破産者　埼光水産株式会社
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２７５号
さいたま市南区南浦和２丁目28番12号カトウビル
破産者　有限会社武蔵野警備保障
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４４２号
埼玉県川口市青木３丁目27番13号
破産者　コーワ株式会社
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２４０号
千葉市花見川区幕張町５丁目465番地１
破産者　ポチャダイニング株式会社
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２４１号
千葉県習志野市秋津２丁目３番１－303号
破産者　末國　奈美
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２９１号
千葉市美浜区真砂５丁目16番５棟306号
破産者　下田　五生
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２９２号
千葉市美浜区真砂５丁目16番５棟306号
破産者　下田　妙子
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１７号
千葉県成田市郷部1355番地（パークプラザ202）
破産者　石田　壮永
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２０１号
千葉県印旛郡栄町安食台２丁目４番６号
破産者　ファンアンドフォース株式会社
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第３０号
三重県熊野市井戸町616番地12
破産者　久保　英樹
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第１９９号
高知市鳥越102番地２
破産者　有限会社高知病理ラボラトリー
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２４号
高知市一宮しなね１丁目１－３レジデンスニチュー103
破産者　有限会社プラン・ドゥ・シー
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１６３号
沖縄県うるま市与那城西原1031番地１
破産者　株式会社ＮＥＸＵＳ
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１号
北海道虻田郡倶知安町字山田167番地23
破産者　株式会社だいます
１　決定年月日　平成29年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２８年（フ）第１６５号
青森県むつ市大湊新町３番11号
破産者　株式会社堤ラジオ店
１　決定年月日　平成29年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係